



第3章 都市機能誘導区域の設定

1 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域は、誘導したい機能などを明示して、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービス施設（都市機能施設）の誘導を図る区域です。

また、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、都市機能を中心拠点及び地域拠点に誘導し集約することで、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるように定めるものです。

2 都市機能誘導区域の設定方法

蒲郡市では、都市機能誘導区域は、中心拠点及び地域拠点の鉄道駅に近い業務・商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定します。また、都市機能誘導区域の規模は、徒歩や自転車等により都市機能の間を容易に移動できる範囲で定めます。

都市機能誘導区域を設定する区域は、以下の要件を満たし、道路などにより一定のまとまりを確保した地域とします。

【都市機能誘導区域を設定する区域】

- ① 中心拠点から半径 1 k m 圏域
- ② 地域拠点から半径 800m 圏域
- ③ ①及び②に指定した圏域に隣接する既存の公共施設が立地する地域
- ④ ①及び②に指定した圏域に隣接する既存の大規模小売店舗が立地する地域

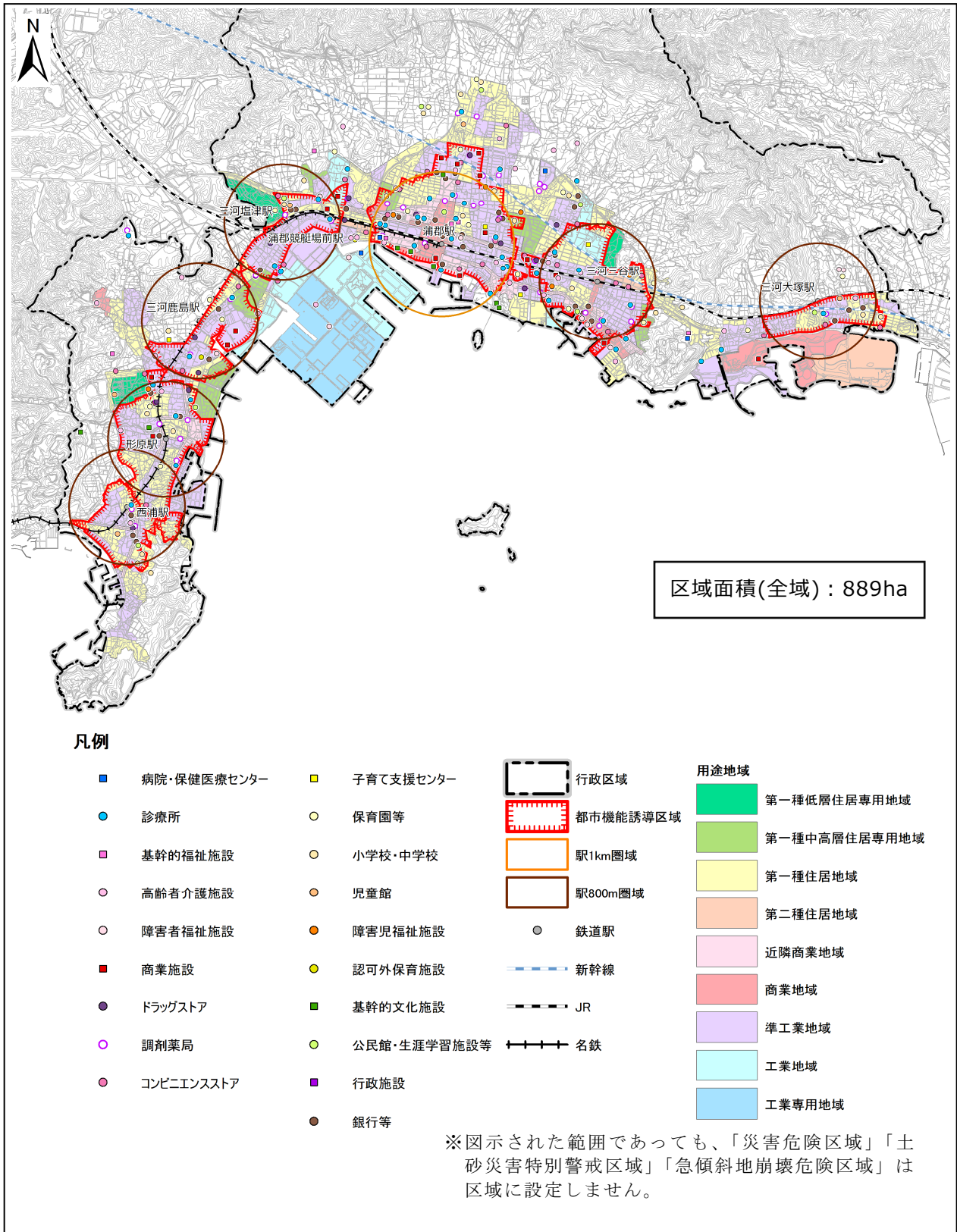
※ 良好な住居の環境を保護するため定める第一種低層住居専用地域及び春日浦地区計画のA地区及びB地区は、都市機能誘導区域に定めないものとします。



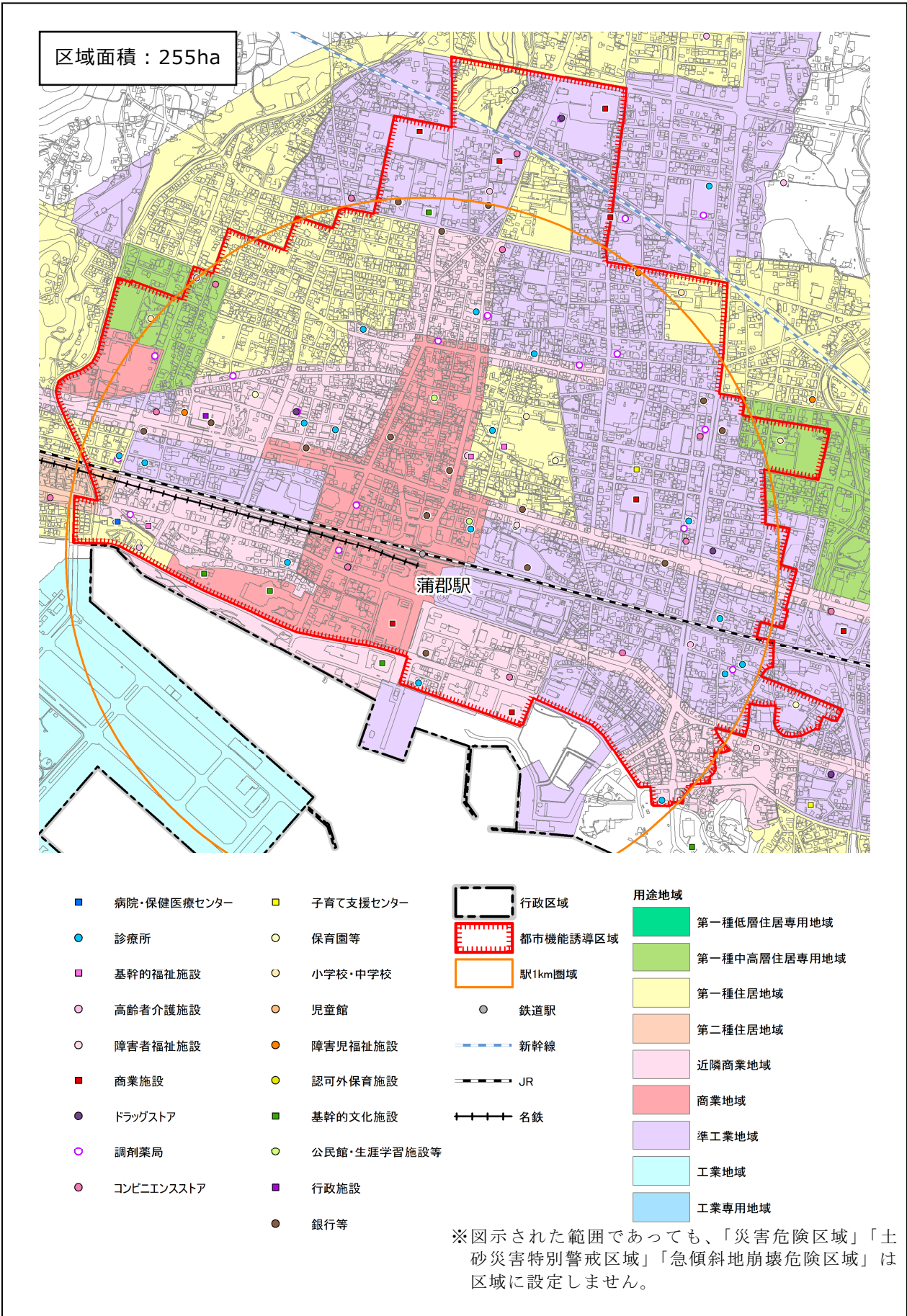
3 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域の設定方法を踏まえ、以下のとおり都市機能誘導区域を設定します。

都市機能誘導区域の設定結果

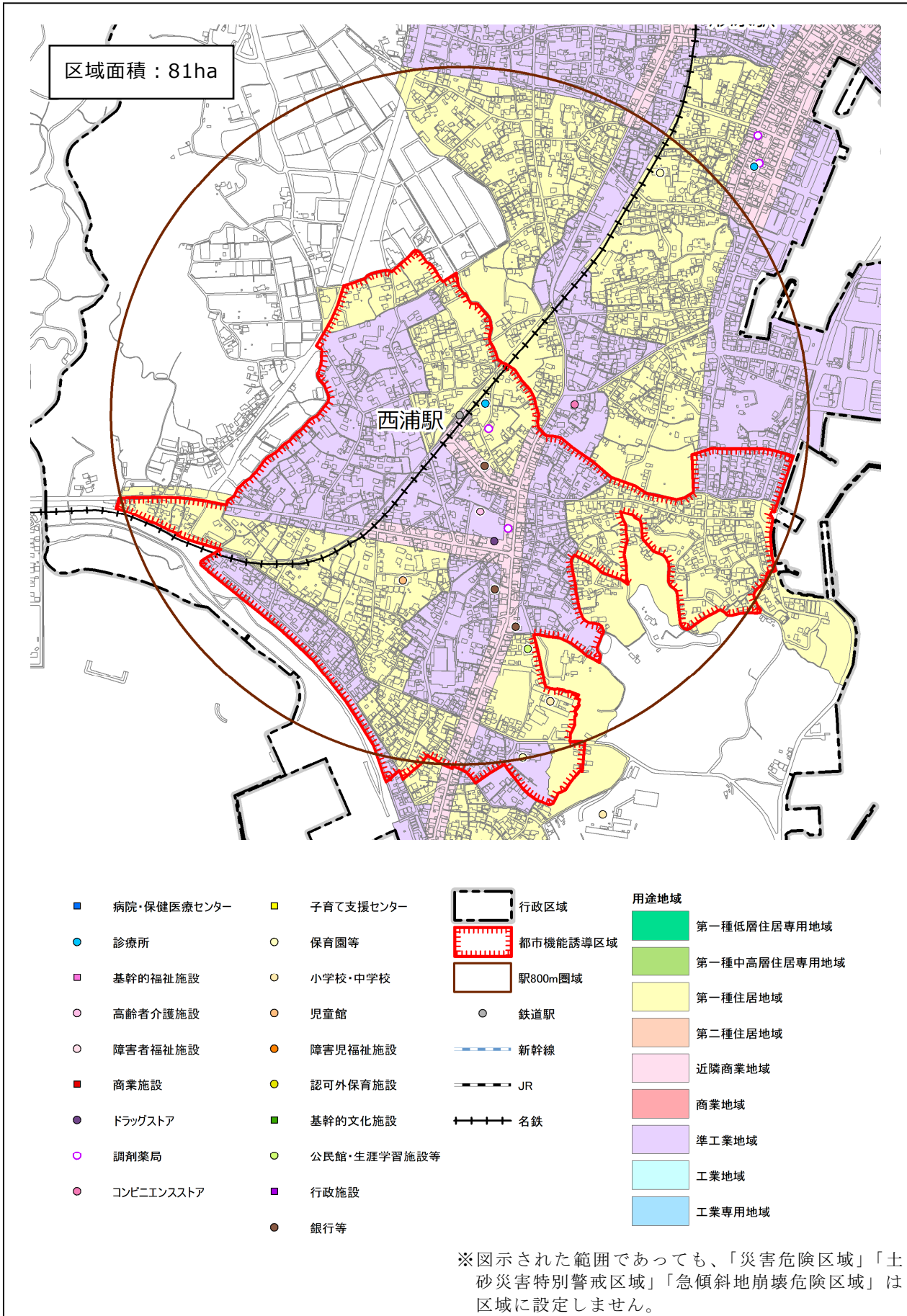


蒲郡駅周辺（中心拠点）

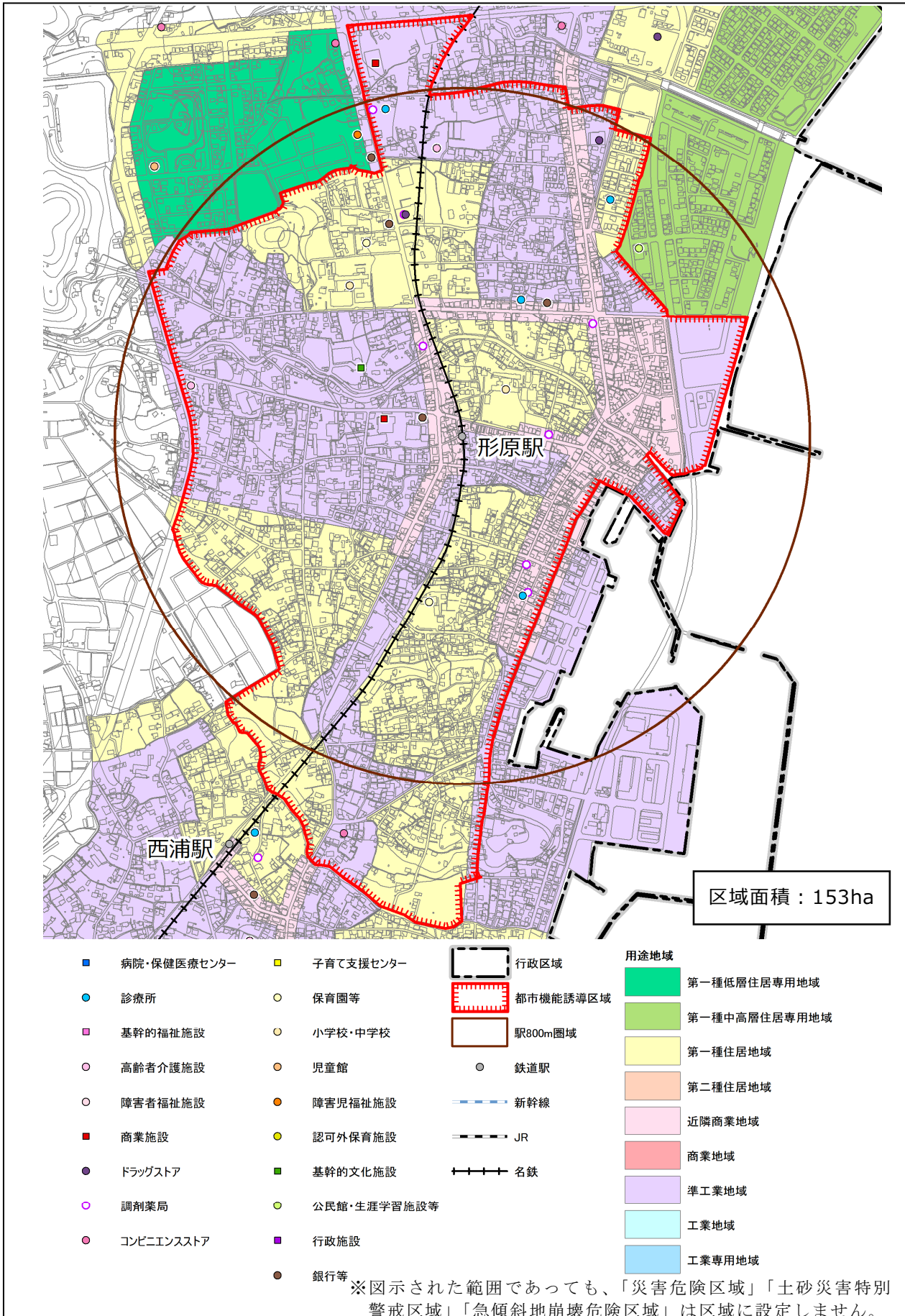




西浦駅周辺（地域拠点）

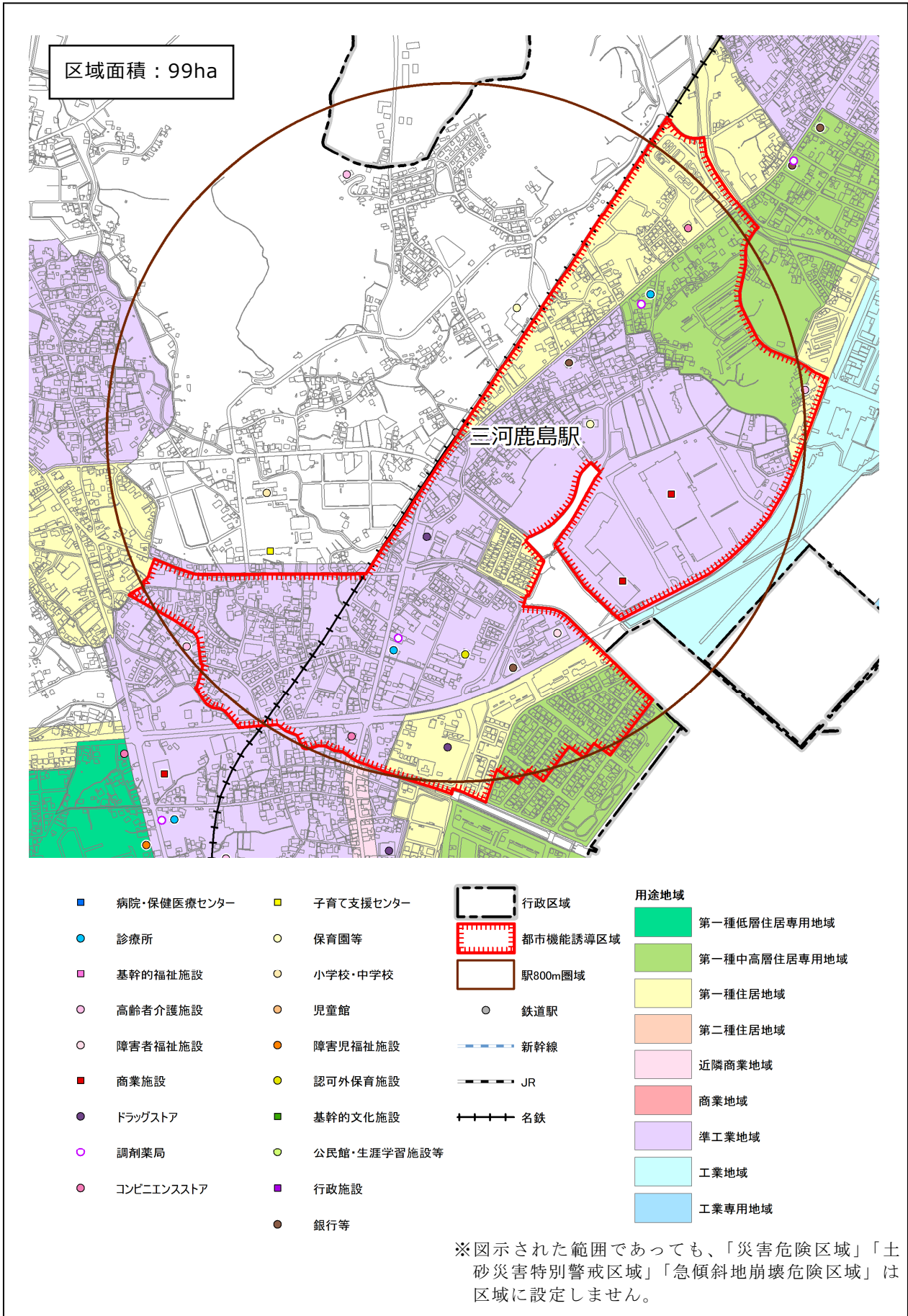


形原駅周辺（地域拠点）

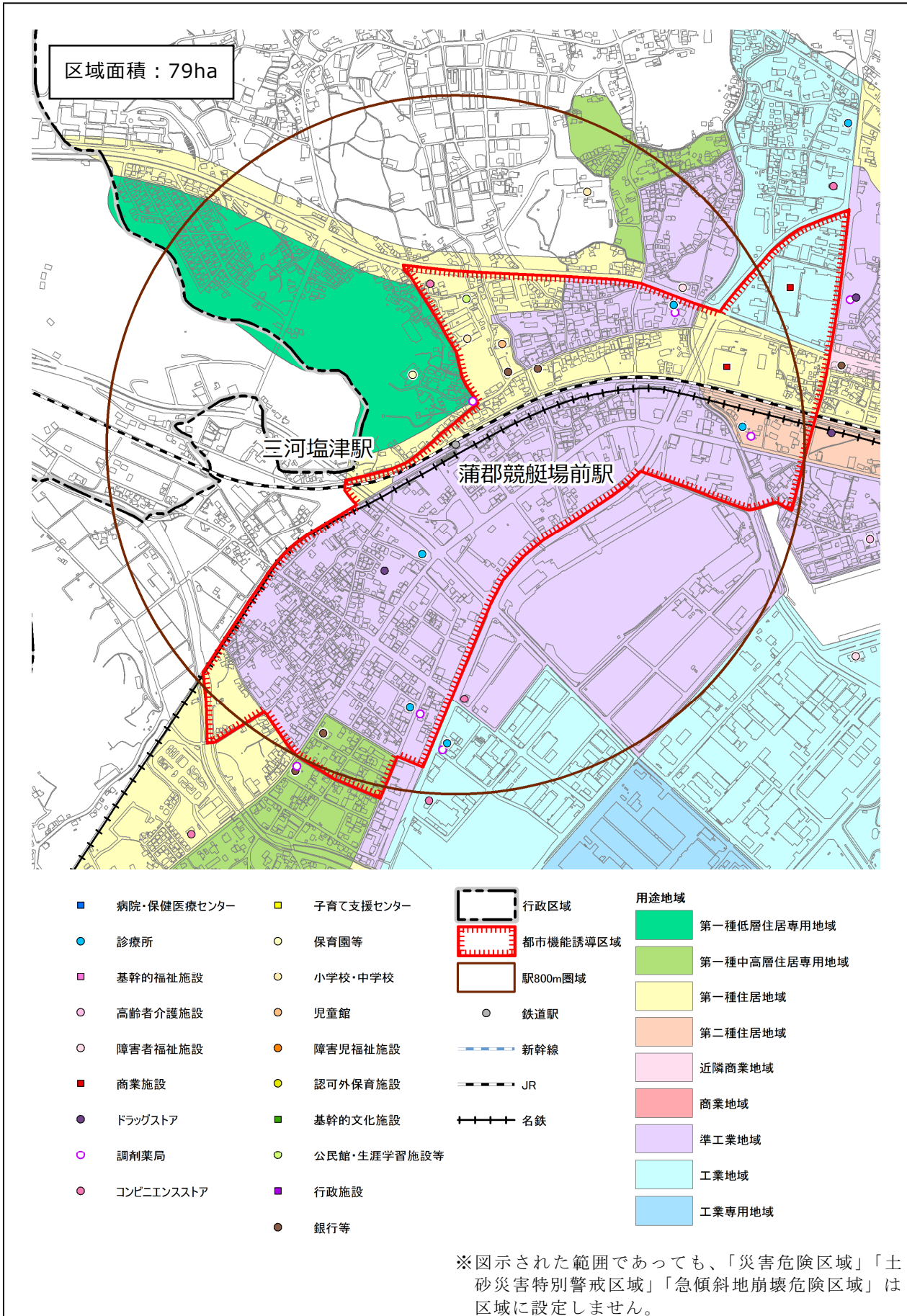




三河鹿島駅周辺（地域拠点）

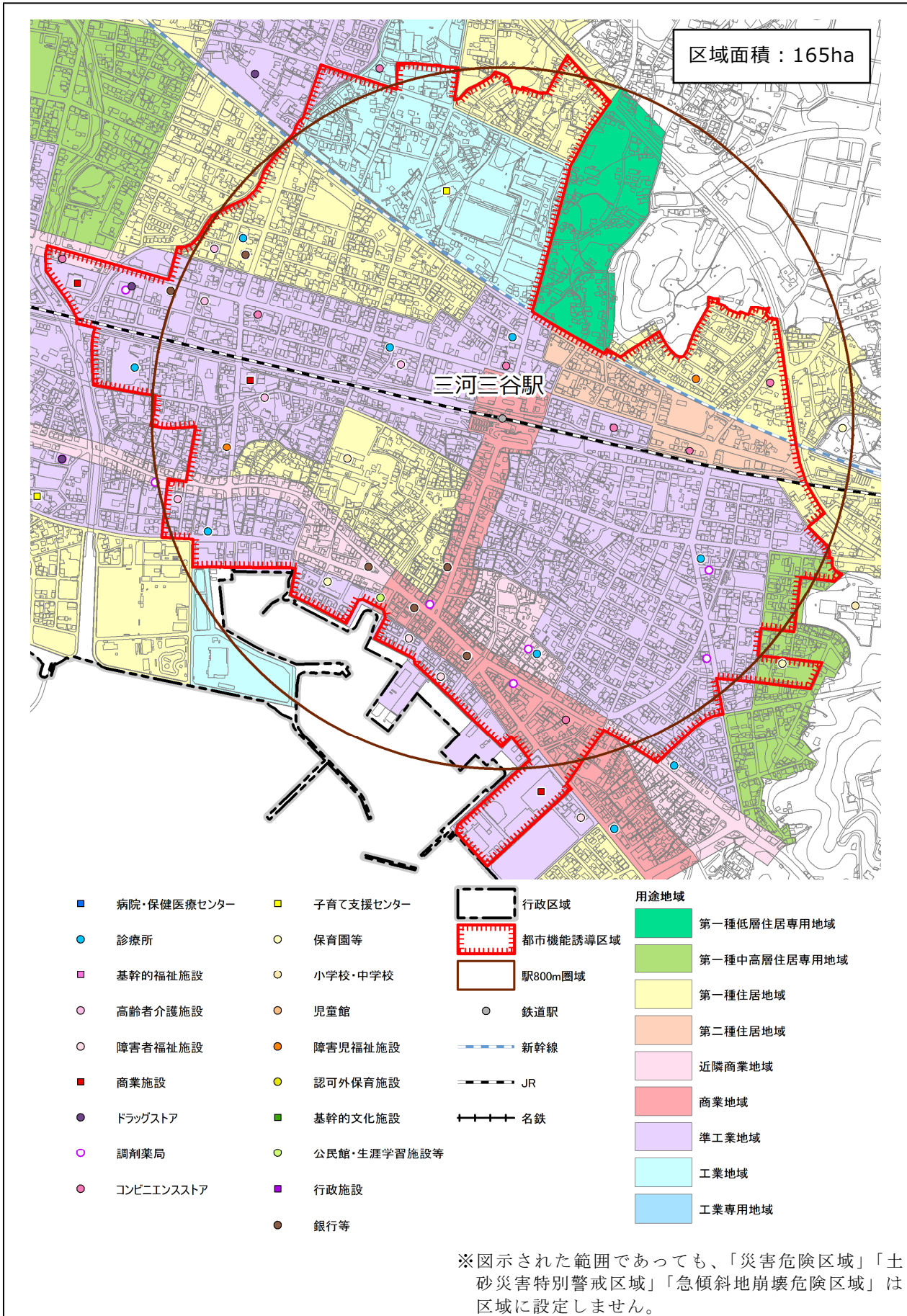


三河塩津駅・蒲郡競艇場前駅周辺（地域拠点）





三河三谷駅（地域拠点）



三河大塚駅（地域拠点）

